

社会福祉法人 京都基督教福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都基督教福祉会の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 「役員」とは、理事及び監事をいう。

2 「報酬」とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 「費用」とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬額の総額は、年50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬額の総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の評議員の報酬額は、定款に規定されたとおりとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。

3 本条に規定する報酬は、同一日において複数の会議に出席した場合には、報酬を重複して支給しないものとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事が、理事会または評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うものとする。

2 評議員が、評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて、運営状況の指導または内部監査業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うものとする。

3 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の監事監査を行った場合、別表3により報酬を支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第8条 役員及び評議員が出張に要する旅費(交通費、宿泊費)は、別表4により支給するものとする。

2 前項の旅費以外に役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した実費費用については、法人が支払うものとする。

3 前2項の費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができるものとする。

(当法人職員への併給)

第9条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には、本規程に基づく報酬及び費用は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第10条 役員等報酬及び費用は、原則、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の希望により指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額控除して支給する。

(報酬及び費用の支給)

第11条 役員等報酬の支給は、報酬及び費用の発生後に速やか(7日以内)に行うものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2017年4月1日以後、最初の定時評議員会終結の時から適用する

この規程は、2018年12月27日に改定する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円(税抜)
評議員会出席報酬	10,000円(税抜)

※同一日において複数の会議に出席した場合でも、重複して支給しない。

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬	10,000円(税抜)
内部監査等指導業務報酬	10,000円(税抜)

別表 3 (日額)

名 称	報 酬
監事監査報酬(財務管理識見者)	50,000円(税抜)
監事監査報酬(社会福祉事業識見者)	30,000円(税抜)

別表 4

名 称	報 酬
交通費(公共交通機関)	実 費
宿泊費	実 費
職務執行にて負担した費用	実 費